

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会

第 2 回総会



期日：令和6年11月15日（金）

つづ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会

第2回 総会 会次第

日時：令和6年11月15日（金）16：00～16：30

会場：小林市地域・観光交流センター「KITTO 小林」

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項
 - 報告第1号
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会役員及び委員の変更について…………… P1
 - 報告第2号
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
小林市準備経過について…………… P6
 - 報告第3号
小林市準備委員会常任委員会における審議決定事項について…………… P8
 - 報告第4号
国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに全国障害者スポーツ大会の
開催地の決定について…………… P9
 - 報告第5号
小林市開催予定競技及び開催予定施設について…………… P10
 - 報告第6号
令和5年度事業報告について …………… P12
 - 報告第7号
令和5年度決算報告について…………… P15
 - 報告第8号
令和6年度事業計画について …………… P17
 - 報告第9号
令和6年度収支予算について…………… P19
- 4 議 事
 - 議案第1号
日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会の設置について…………… P20
 - 議案第2号
常任委員会への委任事項(案)について…………… P34
- 5 その他
- 6 閉 会

報告第1号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会役員及び委員の変更について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第8条第3項に基づき、第1回総会以降の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会役員及び委員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

副会長（1名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
小林市スポーツ協会 会長	安田 昭一	山下 康一
小林市教育委員会 教育長	大山 和彦	中屋敷 史生

常任委員（10名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
小林市中学校校長会 会長	肝付 正籍	谷口 千尋
宮崎県立学校長協会西諸県地区 理事	黒木 篤	光神 省三
宮崎交通株式会社小林営業所 所長	頼本 健一郎	立岡 久美夫
小林警察署 署長	中武 泰博	甲斐 義勝
小林市総務部 部長	安楽 究	山口 恭史
小林市総合政策部 部長	牧田 純子	山下 雄三
小林市健康福祉部 部長	富満 聖子	安楽 究
小林市教育部 部長	松元 公孝	日高 智子
小林市須木総合支所 支所長	藤崎 浩一	富永 新光
小林市野尻総合支所 支所長	一色 俊一郎	大山 公弘

報告第1号

監事（2名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
小林市 会計管理者	山口 恭史	牧田 純子
小林市 監査委員事務局長	園田 恵津子	谷山 宏志

委員（12名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
宮崎県小林保健所 所長	和田 陽市	坂元 昭裕
小林土木事務所 所長	戸田 正人	行田 明生
西諸県農林振興局 局長	林田 宏昭	戸高 久吉
宮崎県体操協会 理事	米原 雄一郎	柿木 真也
小林市小学校体育連盟 会長	大木場 俊弘	児玉 善彦
西諸地区中学校体育連盟 会長	田中 美津枝	肝付 正籍
一般社団法人 小林青年会議所 理事長	内田 遼	吉行 輝真
小林地区交通安全協会 会長	内 一幸	溝口 誠二
九州電力株式会社都城営業センター	吉村 啓悟	横山 隆
宮崎県立小林高等学校 校長	黒木 篤	永倉 英了
宮崎県立小林秀峰高等学校 校長	岩切 正義	黒木 篤
宮崎県立小林こすもす支援学校 校長	森永 英津子	菅 竜朗
小林市 PTA 協議会 会長	吉藤 勇生	齋藤 禎

顧問（1名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
小林市教育委員会 教育委員	永井 良雄	槇 光子

参与（2名）

機関・団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
時事通信社宮崎支局 支局長	前田 憲之	平野 文彩
MRT 都城支社 報道部	渕 雅頭	丸山 敦子
テレビ宮崎 主任	又川 岳人	川越 勇輝

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
令和6年度 小林市準備委員会委員・役員名簿

【会長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	市長	宮原 義久

【副会長】 4名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	議長	吉藤 洋子
スポーツ関係	小林市スポーツ協会	会長	安田 昭一
市関係	小林市	副市長	鶴水 義広
	小林市教育委員会	教育長	大山 和彦

【常任委員】 28名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	副議長	鎌田 豊数
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎
	宮崎県ウエイトリフティング協会	会長	福島 博明
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷士
	宮崎県カヌー協会	会長	中馬 光久
スポーツ関係	小林市スポーツ推進委員協議会	会長	山之内 茂文
学校関係	小林市小学校長会	会長	吉井 秀一
	小林市中学校長会	会長	肝付 正籍
	宮崎県立学校長協会西諸県地区	理事	黒木 篤
産業・経済関係	小林商工会議所	会頭	税所 篤朗
	宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	常務理事	瀬崎 博志
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社小林営業所	所長	頼本 健一郎
宿泊・観光関係	小林市旅館・ホテル組合	組合長	湯田 近三
	小林まちづくり株式会社	統括部長	木村 洋文
医療・福祉関係	一般社団法人西諸医師会	会長	内村 大介
	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志
	小林市障害者福祉連絡協議会	会長	吉田 耕二
社会団体関係	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一
県関係	小林警察署	署長	中武 泰博
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	消防長	鬼川 雄治
市関係	小林市総務部	部長	安楽 究
	小林市総合政策部	部長	牧田 純子
	小林市経済建設部	部長	高野 憲一
	小林市市民生活部	部長	鷗野 裕一
	小林市健康福祉部	部長	富満 聖子
	小林市教育部	部長	松元 公孝
	小林市須木総合支所	支所長	藤崎 浩一
	小林市野尻総合支所	支所長	一色 俊一郎

【監事】 2名

区 分	機関・団体名	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	会計管理者	山口 恭史
	小林市	監査委員事務局長	園田 恵津子

【委員】36名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	陸上自衛隊えびの駐屯地	司令	大江 良治
	宮崎県小林保健所	所長	和田 陽市
	小林土木事務所	所長	戸田 正人
	西諸県農林振興局	局長	林田 宏昭
スポーツ関係	小林地区バレーボール協会	会長	相星 正人
	宮崎県体操協会	理事	米原 雄一郎
	小林市小学校体育連盟	会長	大木場 俊弘
	西諸地区中学校体育連盟	副会長	田中 美津枝
	小林市スポーツ少年団	本部長	山川 和彦
産業・経済関係	小林地区建設業協会	会長	河野 与一
	野尻町商工会	会長	淵上 鉄一
	すき商工会	会長	平川 春義
	一般社団法人 小林青年会議所	理事長	内田 遼
医療・福祉関係	小林市友愛クラブ連合会	保健体育部長	加藤 宣夫
	小林市あかつき福祉協会	会長	早田 孝信
	西諸地域精神保健福祉協議会	会長	出井 知博
	小林市知的障害者育成会	代表	小田 恭子
	小林市歯科医師団	団長	小城 研二
	一般社団法人にしもろ薬剤師会	会長	平嶺 秀一
警備・消防関係	小林市消防団	団長	芝原 靖彦
	小林地区交通安全協会	会長	内 一幸
	小林地区防犯協会	事務局長	小原 一水
通信・運輸関係	日本郵便株式会社小林郵便局	局長	岡本 光史
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	支店長	横奥 宏明
	宮崎県タクシー協会小林支部	支部長	後口 昌賢
	グリーンシティこばやし株式会社	代表取締役	前田 喜輝
	九州電力株式会社都城営業センター	センター長	吉村 啓悟
学校関係	小林西高等学校	校長	竹元 和寛
	小林看護医療専門学校	副校長	深見 信子
	宮崎県立小林高等学校	校長	黒木 篤
	宮崎県立小林秀峰高等学校	校長	岩切 正義
	宮崎県立小林こすもす支援学校	校長	森永 英津子
社会団体	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原 裕子
	小林市文化連盟	会長	園村 正晴
	小林市PTA協議会	会長	吉藤 勇生
	小林市青少年育成市民会議	事務局長	久保田 恭史

【顧問】12名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国会議員	衆議院	議員	古川 禎久
	参議院	議員	長峯 誠
	参議院	議員	松下 新平
県議会議員	宮崎県議会	議員	丸山 裕次郎
	宮崎県議会	議員	下沖 篤史

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会議員	小林市議会総務文教委員会	委員長	押領司 剛
	小林市議会市民厚生委員会	委員長	有木 将吾
	小林市議会経済産業委員会	委員長	舞田 重治
教委関係	小林市教育委員会	教育長職務代理者	大部 蘭 智子
	小林市教育委員会	教育委員	廣崎 真美
	小林市教育委員会	教育委員	永井 良雄
	小林市教育委員会	教育委員	園田 貞哉

【参与】8名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
報道関係	宮崎日日新聞社小林支局	支局長	成田 和実
	南日本新聞社都城支局	総局長	深野 修司
	読売新聞宮崎支局都城通信部	記者	木村 歩
	毎日新聞社宮崎支局	記者	下 蘭 和仁
	時事通信社宮崎支局	支局長	前田 憲之
	NHK宮崎放送局	記者	福島 雅博
	MRT報道部	記者	淵 雅頭
	テレビ宮崎	主任	又川 岳人

報告第2号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備経過

年度	月日	内容
H27	2	12 (公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		25 宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	13 宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
	4	17 宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		17 宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
7	22 (公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)	
H29	10	30 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
H31	1	31 「正式競技」会場地市町村第2次選定:バレーボール(少年女子)
R元	7	1 宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
		1 「正式競技」会場地市町村第3次選定:ウエイトリフティング
		「正式競技」会場地市町村第4次選定:体操(トランポリン)
R2	10	15 (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度開催することを決定 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年度に1年延期することが決定 日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
		20 中央競技団体正規視察「バレーボール(少年女子)」
R3	7	5 「全国障害者スポーツ大会」会場市町村第2次選定:バレーボール(精神)
	10	15 (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び三重県の4者が三重国体及び三重大会を中止することを決定
R4	2	14 「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第2次選定:ソフトバレーボール
	3	11 中央競技団体正規視察「ウエイトリフティング」
	7	14 日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の本県開催が内定(国スポ内定に伴い、「第26回全国障害者スポーツ大会」の本県開催が内定)
R5	7	26 小林市準備委員会設立総会・第1回総会
		31 「正式競技」会場地市町村第10次選定:カヌー(スプリント)
	12	15 中央競技団体正規視察「カヌー(スプリント)」

年度	月日	内容
R6	1 29	中央競技団体正規視察「体操(トランポリン)」
	4 1	小林市教育委員会に「国スポ・障スポ推進室」設置
	5 20	小林市準備委員会 第1回常任委員会
R6	6	25 小林市準備委員会 第1回総務・企画専門委員会
		28 小林市準備委員会 第1回魅力発信・おもてなし専門委員会
	7 17	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の本県開催が決定(国スポ決定に伴い、「第26回全国障害者スポーツ大会」本県開催が決定)
	8	22 小林市準備委員会 第1回競技・式典専門委員会
		22 小林市準備委員会 第1回輸送・交通専門委員会
		23 小林市準備委員会 第1回宿泊・衛生専門委員会
	9	4 宮崎県準備委員会第14回常任委員会において、ローイング競技の開催予定施設の変更が決定(新富町→小林市)
		- 小林市準備委員会 第2回総務・企画専門委員会(書面開催)
		25 小林市準備委員会 第2回魅力発信・おもてなし専門委員会
	10	4 中央競技団体正規視察「ローイング」
		30 小林市準備委員会 第2回常任委員会

小林市準備委員会常任委員会における審議決定事項について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第13条第7項の規定に基づき、第1回及び第2回常任委員会における審議決定事項及び審議結果について、以下のとおり報告する。

1 第1回常任委員会

- (1) 開催日時：令和6年5月20日
- (2) 会場：小林市役所第1別館大会議室
- (3) 審議事項：
 - ①小林市準備委員会専門委員会規程（案）
- (4) 審議結果：全ての審議事項について、原案のとおり決定した。

2 第2回常任委員会

- (1) 開催日時：令和6年10月30日
- (2) 会場：小林市役所第1別館大会議室
- (3) 報告・審議事項：
 - 【報告事項】
 - ①第81回国民スポーツ大会小林市実施競技の追加について
 - ②各専門委員の委嘱について
 - ③佐賀国スポ視察報告について
 - 【審議事項】
 - ①小林市開催推進総合計画（案）
 - ②小林市広報基本計画（案）
 - ③小林市協賛取扱要項（案）
 - ④小林市競技運営基本計画（案）
 - ⑤小林市施設整備基本計画（案）
 - ⑥小林市式典基本計画（案）
 - ⑦小林市リハーサル大会開催基本計画（案）
 - ⑧小林市市民運動基本計画（案）
 - ⑨小林市観光・接伴基本計画（案）
 - ⑩小林市ボランティア募集要項（案）
 - ⑪小林市宿泊基本計画（案）
 - ⑫小林市医事、衛生基本計画（案）
 - ⑬小林市医療救護要項（案）
 - ⑭小林市防疫対策要項（案）
 - ⑮小林市食品衛生対策要項（案）
 - ⑯小林市環境衛生対策要項（案）
 - ⑰小林市輸送交通基本計画（案）
 - ⑱小林市警備・消防防災基本計画（案）
- (4) 審議結果：全ての審議事項について、原案のとおり決定した。

国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに 全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和6年7月17日（水）に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定された。

併せて、第26回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定された。

○第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期

開催地：宮崎県

会期：令和9年9月26日（日）～10月6日（水）

○第26回全国障害者スポーツ大会の開催地について

開催地：宮崎県

会期：令和6年中に決定予定

報告第5号

小林市開催予定競技及び開催予定施設について

1 国民スポーツ大会

種目	競技名		種別	開催予定施設
正式競技	バレーボール（6人制）		少年女子	（仮称）健幸のまちづくり 拠点施設
	体操（トランポリン）		全種別	（仮称）健幸のまちづくり 拠点施設
	ウェイトリフティング		全種別	小林市文化会館
	カヌー（スプリント）		全種別	（仮称）小野湖特設カヌー 競技場
	ローイング		全種別	（仮称）小野湖特設ローイ ング競技場
デモンスト レーション スポーツ	ソフトバレーボール		全種別	（仮称）健幸のまちづくり 拠点施設

2 全国障害者スポーツ大会

種目	競技名		種別	開催予定施設
正式競技	バレーボール（精神）		全種別	（仮称）健幸のまちづくり 拠点施設

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ競技会場

web版はこちら



令和6年9月時点

国民スポーツ大会 ■…正式競技(37)・特別競技(1) ●…公開競技(6) ◆…デモンストレーションスポーツ(37)
 全国障害者スポーツ大会 □…正式競技(14)

(成男)成年男子 (身)身体障がい者が出場できる競技
 (成女)成年女子 (知)知的障がい者が出場できる競技
 (少男)少年男子 (精)精神障がい者が出場できる競技
 (少女)少年女子

五ヶ瀬町
 ■相撲
 ◆フロアカーリング

日之影町
 ■なぎなた
 ◆森林セラピーウォーキング

高千穂町
 ■剣道
 ◆モルック

延岡市
 ■水泳(オープンウォータースイミング)
 ■バレーボール(6人制)〔成女〕
 ■体操(競技・新体操)
 ■軟式野球 ■柔道
 ■ソフトボール〔成男〕
 ●武術太極拳
 ●パワーリフティング
 ◆3B体操 ◆ウォーキング
 □フットソフトボール〔知〕
 □バスケットボール〔知〕
 □車いすバスケットボール〔身〕

日向市
 ■軟式野球
 ■ソフトボール〔成男〕
 ◆サーフィン
 □ブラインドベースボール〔身〕

美郷町
 ■バスケットボール〔少女〕
 ◆キャッチング・ザ・スティック
 ◆ポッチャ
 ◆ラダーゲッター

小都市
 ■バレーボール(6人制)〔少女〕
 ■体操(トランポリン)
 ■ウエイトリフティング
 ■カヌー(スプリント)
 ■ローイング
 ◆ソフトバレーボール
 □バレーボール〔精〕

諸塚村
 ◆AJTAスポーツ玉入れ

椎葉村
 ◆トレッキング

都農町
 ■ホッケー
 ◆enjoy T&F GP
 ◆ラジオ体操
 ◆アームレスリング

川南町
 ■軟式野球
 ◆ウォーキング

高鍋町
 ■軟式野球
 ■バドミントン
 ◆フレッシュグラウンド・ゴルフ

新富町
 ■サッカー〔少男〕
 ◆ユニカール
 □サッカー〔知〕

西都市
 ■サッカー〔少女〕
 ■軟式野球
 ◆少年サッカー

西米良村
 ◆ウォーキング
 ◆ミュージックレクリエーション

綾町
 ■サッカー〔成男〕
 ■ハンドボール〔成男・成女〕
 ■馬術
 ◆ミニテニス

国富町
 ■フェンシング
 ◆スポーツウエルネス吹矢

宮崎市
 ■水泳(競泳・水球・アーティスティックスイミング)
 ■ソフトボール〔成女〕 ■テニス ■ライフル射撃
 ■ハンドボール ■ラグビーフットボール
 ■自転車(トラック) ■空手道 ■ソフトテニス(少男・少女)
 ■ボウリング ■卓球 ■ゴルフ ■トライアスロン
 ◆ラジオ体操 ◆少林寺拳法 ◆BMX・スケートボード
 ◆ビリヤード □水泳〔身・知〕 □ボウリング〔知〕
 □卓球(サウンドテーブルテニス含む)〔身・知・精〕
 □フライングディスク〔身・知〕 □ソフトボール〔知〕

日南市
 ■バレーボール(6人制)〔成男〕
 ■レスリング
 ■セーリング
 ■高等学校野球
 ●綱引
 ◆ターゲット・バードゴルフ
 □バレーボール〔知〕

三股町
 ■銃剣道
 ◆ノルディックウォーキング

串間市
 ■弓道
 ■自転車(ロード)
 ◆少年・少女レスリング
 ◆ジュニアサッカー

熊本市熊本市
 ■水泳(飛込)

鹿児島県湧水町
 ■カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)

公式 HP

X

Instagram

LINE

SNS、更新中！
 フォロ-お待ちしております!!

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会 令和5年度事業報告について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会令和5年度事業計画に基づき、次の事業を実施し、円滑な準備業務に努めた。

1 諸会議の開催

(1) 設立総会

- ・ 日 時 令和5年7月26日（水曜）
- ・ 会 場 ガーデンベルズ小林
- ・ 審議事項 ①準備委員会会則
②準備委員会委員・役員
- ・ 審議結果 原案のとおり議決

(2) 第1回総会

- ・ 日 時 令和5年7月26日（水曜）
- ・ 会 場 ガーデンベルズ小林
- ・ 審議事項 ①小林市開催基本方針
②令和5年度事業計画
③令和5年度収支予算
④準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- ・ 審議結果 原案のとおり議決

2 先催市の準備状況等の調査及び研究

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察調査

	種別	日程	開催市	視察人数
1	トランポリン	9/18	鹿児島市	2人
2	カヌー（スプリント）	10/13、10/16	伊佐市	18人
3	ウエイトリフティング	10/14	薩摩川内市	3人
4	バレーボール（少年女子）	10/10、10/11	鹿児島市	5人
5	バレーボール（精神）	10/28	鹿屋市	2人

(2) 佐賀国スポ・障スポリハーサル大会の視察調査

	種別	日程	開催市	視察人数
1	ウエイトリフティング	11/23	佐賀市	2人

(3) 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会（事後報告会）

	種別	日程	開催市	視察人数
1	ウエイトリフティング	12/19、12/20	薩摩川内市	3人
2	体操（トランポリン） バレーボール（少年女子）	12/21、12/22	鹿児島市	3人
3	カヌー（スプリント）	1/18	伊佐市	2人

(4) 先催市の情報収集

①国スポカヌー競技担当者研修会

- ・期 間 令和5年11月18日～11月19日
- ・会場地 滋賀県東近江市
- ・人 数 2人

②佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場の視察調査

- ・期 間 令和5年11月24日（金曜）
- ・会場地 佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場
- ・人 数 3人

3 開催準備業務の推進、関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 中央競技団体正規視察

①カヌー（スプリント）

- ・期 日 令和5年12月15日（金曜）
- ・視察対象 （仮称）小野湖特設カヌー競技場
- ・視 察 員 （公社）日本カヌー連盟 国体委員会副委員長 北川 浩正氏
（公社）日本カヌー連盟 カヌー・スプリント競技運営委員長 田村 一樹氏

②体操（トランポリン）

- ・期 日 令和6年1月29日（月曜）
- ・視察対象 （仮称）健幸まちづくり拠点施設
- ・視 察 員 （公財）日本体操協会 副会長 佐久間 裕司氏

(2) 県準備委員会との連絡調整

○市町村担当者会議

・期 日 令和5年5月12日、11月13日

(3) 競技団体等と連絡調整のもと宮崎県準備委員会が行う各種調査への回答作成

調 査 項 目	調 査 期 間
①競技用具整備計画（第2次）調査	4月20日～8月25日
②練習会場（第2次）調査	4月28日～7月28日
③競技別リハーサル大会開催意向（第1次・再）調査	5月15日～7月31日
④第1次仮配宿及び充足対策意向調査	6月28日～7月31日
⑤補助員編成（第1次）調査	9月6日～12月1日
⑥競技会会期（第2次）調査	10月13日～12月22日

(4) 関係競技団体及び共催市町との連絡調整（各競技随時）

(5) 各関係団体との連絡調整（各競技随時）

4 広報活動

(1) イベントでの啓発活動

○第52回健幸こばやし大運動会

- ・期 日 令和5年10月22日（日曜）
- ・場 所 小林総合運動公園市営陸上競技場
- ・内 容 トランポリン・ウエイトリフティングのデモンストレーション
みやざき犬・こすも〜によるPR
ノベリティグッズ（ティッシュ）の配布

(2) 広報啓発物の作成

- ①ポケットティッシュの作成 5,000個
- ②PR用ポロシャツの作成 20着

報告第7号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会

令和5年度収支決算書

○収入の部

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	差引額	備考
1 負担金	905,000	905,000	0	小林市負担金
2 諸収入	1,000	2	△998	預金利息
合計	906,000	905,002	△998	

○支出の部

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	差引額	備考
1 総務費	412,000	321,856	90,144	
(1) 会議費	212,000	165,000	47,000	会場費
(2) 事務局費	200,000	156,856	43,144	消耗品費
2 開催推進費	494,000	517,180	△23,180	
(1) 調査研究費	356,000	374,680	△18,680	先催地調査費
(2) 広報啓発費	138,000	142,500	△4,500	PR用ティッシュ、PR用ポロシャツ
合計	906,000	839,036	66,964	

収入額

905,002 円

支出額

839,036 円

差引額

65,966 円

—

=

※差引額については、次年度へ繰り越し

監 査 報 告

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度の収支決算に関する証拠書類及び関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和 6 年 4 月 24 日

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会

監 事 小林市会計管理者

山口 恭史 

監 事 小林市監査委員事務局長

園田 恵津子 

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会

会 長 宮 原 義 久 様

令和6年度事業計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会令和6年度事業計画を次のとおり定め、円滑な準備業務に努める。

1 諸会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 常任委員会の開催
- (3) 各専門委員会の開催
(総務・企画、競技・式典、魅力発信・おもてなし、宿泊・衛生、輸送・交通)

2 先催市の準備状況等の調査及び研究

- (1) 「SAGA2024 国スポ・全障スポ」の視察調査
- (2) 「SAGA2024 国スポ・全障スポ」の事業報告会への出席
- (3) 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会の視察調査
- (4) 先催市の情報収集

3 開催準備の推進

- (1) 競技会場、練習会場の施設整備
- (2) 競技用具の整備の調整

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 鹿児島県及び市内の国体関係部署との連絡調整
- (2) 競技団体及び各種団体との連絡調整

5 広報活動

- (1) 気運醸成のPR活動
- (2) 市内各種イベントでの啓発活動
- (3) ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信

令和6年度事業計画（スケジュール）

令和6年度事業計画（スケジュール）は、次のとおりとする。

月	会議等	事務						
		県各種調査	県準備委員会との連絡調整	専門委員会（各種基本計画策定及び要項作成）の開催	庁内連携の推進	競技団体との連絡調整	先催地準備状況の情報収集	
4月	小林市教育委員会に「国スポ・障スポ推進室」を設置	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
5月	●第1回準備委員会常任委員会							
6月	●各専門委員会の設置、運営	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
7月		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8月		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
9月	●佐賀国スポ大会の視察	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
10月	●第2回準備委員会常任委員会 ●佐賀国スポ大会の視察	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
11月	●カヌー競技担当者説明会（青森） ●第2回準備委員会総会→改組 ●実行委員会設立 ●第1回実行委員会総会	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12月	●佐賀国スポ事業概要説明会	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
1月		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2月	●第1回実行委員会常任委員会	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
3月		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

令和6年度収支予算

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 負担金	1,809,350	小林市負担金
2 繰越金	65,966	令和5年度繰越金
3 諸収入	1	預金利息
合 計	1,875,317	

○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 総務費	464,440	
(1) 事務局費	464,440	消耗品費、通信運搬費、手数料等
2 開催推進費	1,410,877	
(1) 調査研究費	1,101,250	先催地調査費
(2) 広報啓発費	309,627	PR用のぼり旗等
合 計	1,875,317	

議案第1号

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会の設置について（案）

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、第81回国民スポーツ大会の本県での開催が正式に決定されたことから、同協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項の規程に基づき、会場地市町村として「実行委員会」を設置するもの。

○国民スポーツ大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

2 概要

（1）名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会

（2）組織

現行の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐ。

（3）役員、委員

準備委員会の委員、役員をそれぞれ充てる（準備委員会委員を実行委員会委員へ委嘱されたこととみなす規定を附則へ追加）。

また、実行委員会の委員に以下の団体等の代表者を追加する。

- ・宮崎県ローイング協会
- ・小林市ボート協会
- ・小林地区ソフトバレーボール連盟

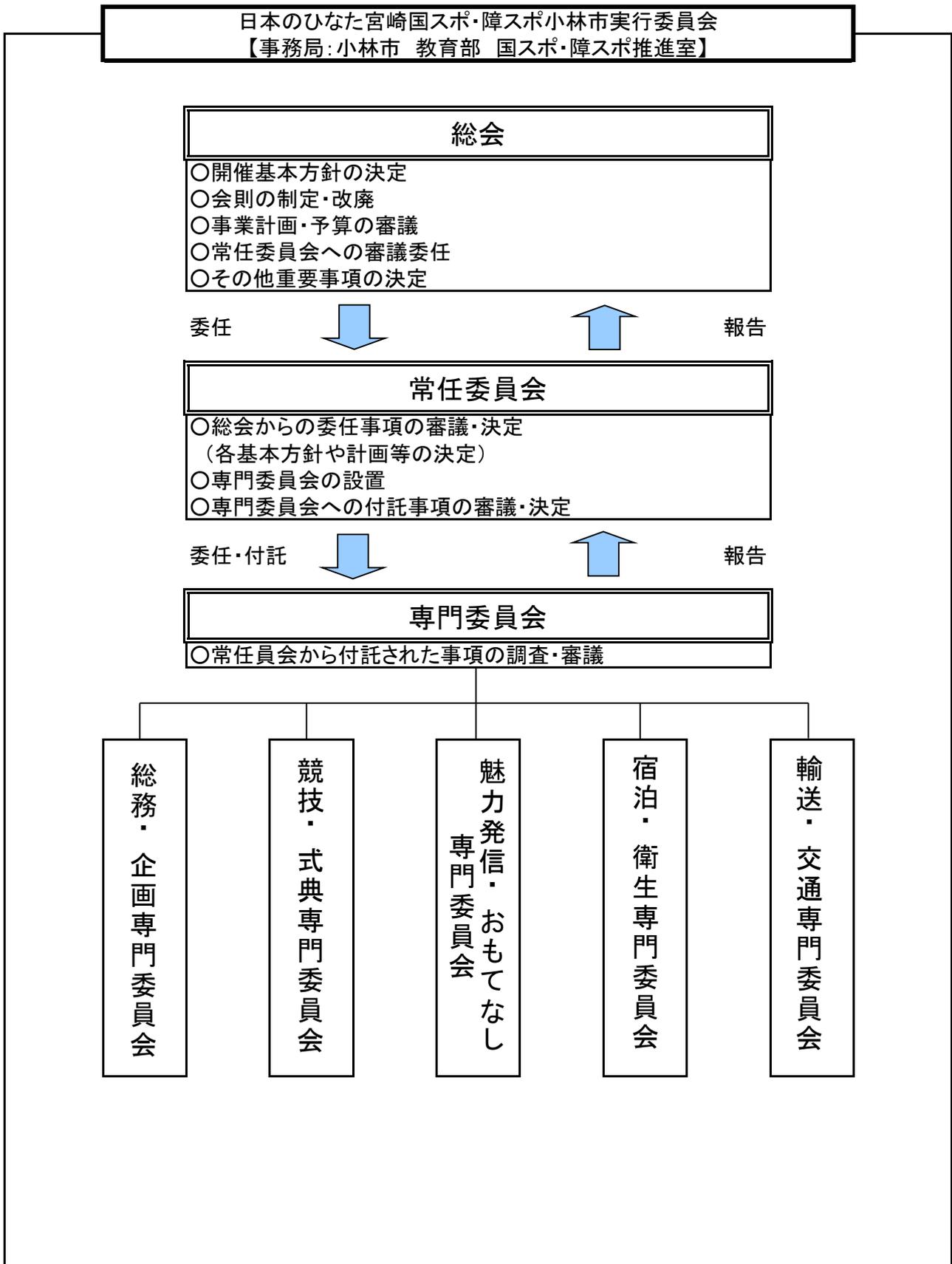
3 会則等の改正

「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則」を「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会則」に改める。

また、準備委員会等でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規程中の文言について、以下のとおり改める。

- ① 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
⇒ 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
- ② 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会
⇒ 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会
- ② 準備委員会
⇒ 実行委員会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会 構成図(案)



議案第1号

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 小林市を代表する者
- （2） 小林市議会を代表する者
- （3） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4） その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- （1） 会長
- （2） 副会長
- （3） 常任委員
- （4） 監事

議案第1号

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、**実行委員会**を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、**実行委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**実行委員会**の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 **実行委員会**に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 **実行委員会**に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

議案第1号

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。
- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、会長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の

議案第1号

規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 **実行委員会**の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 **実行委員会**の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 **実行委員会**の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 **実行委員会**の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 **実行委員会**の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年11月15日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会の役員、委員、顧問、参与、又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会」を「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会」に、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」を「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会 (以下「準備委員会」という。) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会 (以下「競技会」という。) の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p>(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。</p> <p>(3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。</p> <p>(5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織</p>	<p>日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会 (以下「実行委員会」という。) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会 (以下「競技会」という。) の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p>(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。</p> <p>(3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。</p> <p>(5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織</p>

(組織)

第4条 **準備委員会**は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小林市を代表する者
- (2) 小林市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 **準備委員会**に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、**準備委員会**を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、**準備委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**準備委員会**の目的が達成さ

(組織)

第4条 **実行委員会**は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小林市を代表する者
- (2) 小林市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 **実行委員会**に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、**実行委員会**を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、**実行委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**実行委員会**の目的が達成さ

れ、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

れ、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関する事。
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。

2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。

3 委員長は、会長をもって充てる。

4 副委員長は、副会長をもって充てる。

5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関する事。
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。

2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。

3 委員長は、会長をもって充てる。

4 副委員長は、副会長をもって充てる。

5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会

の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月26日から施行する。

の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年11月15日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会の役員、委員、顧問、参与、又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会」を「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会」に、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」を「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

小林市実行委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

議案第2号

総会から常任委員会への委任事項 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会総会から常任委員会への委任事項 (案)</p>	<p>日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 (案)</p>
<p>第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること 3 競技、式典及び施設に関すること 4 宿泊及び医事・衛生に関すること 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること 6 その他会務に必要な事項に関すること 	<p>日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること 3 競技、式典及び施設に関すること 4 宿泊及び医事・衛生に関すること 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること 6 その他会務に必要な事項に関すること